

## 各國のトピックス

# 年 金 白 書

## —退職後の生活水準を引き上げる提案—

(イギリス)

労働党政府の年金プランが、9月11日「年金白書」として発表された。これによると、退職した夫婦二人（双方が、就労時、高賃金をうけていた）は週40ポンド（最高）の所得比例（earnings-related）によるインフレに耐えうる年金をうけられることになる。

この年金の支給開始時は1978年に予定されている。

基本年金額（basic level）は、現行の定額年金である単身者につき週10ポンド、夫婦2人につき週16ポンド（1974年価格）としている。

白書は長文にわたるので、提案の趣旨および概要を示す部分のみを以下に紹介する。

### 年金の将来のすがた

過去10年間、歴代の政府が年金改革案を検討してきた。取り組むべき問題の一論点はつねに明白であった。それは、国民保険の骨格となっている定額年金と企業年金（質的に格差が著しい）との現在の組合せの失敗であり、低い生活水準に喘ぐすべての年金受給者をそれ以上に高めるよう保証しあるいはミーンズ・テストによる補足給付に頼らなくてもよいようにするには適用範囲が限られていることである。企業年金制度は多数の年金受給者を老齢貧困の脅威から救い将来ますます多くの老人に対する適切な年金を与えるという公約を与えた。

しかし、その適用範囲はいまなおユニバーサルとは程遠いし、慢性疾病や寡婦にたいする適切な給付をするにはギャップが残されている。

近年その重要性をましてきただ第二点はインフレーションである。もし、人々が

金銭についての絶えざる心配なしに退職を迎えるとすれば、その年金権の価値は、嫁働時の積立期間中も年金が支給された後も、維持される保証を得なければならない。現実に、いま提案されているいかなる案もこうした保証なくしては実際の役にはたち得ないとみなされるほど、この3年間においてさえ、事態は変化しているのである。

約800万の退職年金受給者のうち約200万（約25%）が補足年金の併給をうけている。これらの人々のなかで最も貧しいグループを形成しているのが寡婦で、補足年金をうけている寡婦の割合は60%に達している。

さらに、そのうえ数百万の老人が補足年金の受給資格があると推計されるが、いつでも少数ながら請求しない者がいる。こうした数字は、イギリスの社会扶助制度が世界で冠たる制度でありながら、イギリスの拠出給付が大部分の先進産業諸国の中より遅れているという矛盾を反映している。

このように多数の年金受給者が補足給付に頼らざるをえないということは間違っている。生涯の勤めとコミュニティへの奉仕を終えて後、貧困から身を守るために、この種の扶助に頼らざるをえないということは、誰しも耐えがたいことである。

一部の人々にとっては、企業年金制度の加入によって老後の適切な所得がすでに保証されている。企業年金制度は社会的に価値あり経済的には重要なものがある。企業年金制度は個人貯蓄と投資の一つの重要なファクターである。しかし、企業年金制度は、幾多の理由で、長期給付を必要とする事故のすべてにたいして全労働人口をカバーしていないし、カバーしない。企業年金制度は、退職時の最終俸給の2/3に相当する年金からきわめて少額な年金にいたる、水準の格差が甚だしい。既裁定年金をインフレから完全に守ろうとどんなに努力しても、企業年金では無理だ。その適用範囲は職員には有利で肉体労働者には不利だし、男子に有利で女子には不利である。

寡婦にたいする規定も一般的となってきており近年改善されてきたとはいえ、多くの寡婦はその夫の年金の半分にもみたず、全くうけられないのもある。大部

分の企業年金制度は、傷病により早期に退職させられる加入者にたいして適切な見えをしていない。

### 新制度への第一段階

政府が政権を担当して最初の大きな決断は、僅か9か月前にきめられた単身者につき週7.75ポンド、夫婦につき週12.50ポンドの定額の国民保険年金をそれぞれ10ポンドと16ポンドに引上げ、これらの新給付額を一般勤労所得水準に関連づけることであった。

これは、新年金制度案への第一歩であり、政府の年金政策推進の一部をなすものである。

新制度の導入とともに、既存の年金受給者のポジションは経済発展にてらしてさらに再検討されよう。

将来の年金受給者は、政府の新制度により、より高い年金をうける資格をもつことになる。新制度は年金は給与の後払い(deferred pay)たることを反映する所得比例(earning-related)となる。完全な保険記録(insurance record)を有するすべての人にとって、新年金は基本レベル(制度導入時に施行されている単身者にたいする定額年金額となる。1974年現在でいえば、週10ポンド)が基礎額となる。新年金はこの基本レベルのうえに勤労所得に対応するポンドで示されることになる。基本レベルをこえる勤労所得について20年間積立てられることになり、基本レベルと勤労所得上限額(基本レベルの7倍である週70ポンド-1974年現在)との間の平均勤労所得の1/4が加算される。

たとえば、週40.92ポンドの全国平均勤労所得をもつ男子が本制度に20年処出してきたとすれば、現在支給される年金は週あたり 17.73 ポンド(単身者)(10ポンド + 30.92 ポンド × 25%), 23.73 ポンド(夫婦)(17.73 ポンド + その妻の 6 ポンド)となる。

夫婦の年金は、妻に勤労所得があった場合には増額される。(表B参照)

基本レベル以下の勤労所得に対する 100 % の反対給付と基本レベルをこえる勤

労所得に対する所得比例の反対給付の組合せは、本制度が低賃金所得者を有利に扱うことに重点をおく効果をもつものである。また、基本レベル年金の改善が自

表A 完全年金

拠出者の 週勤労所得 (ポンド)	単身者の 年 金 (ポンド)	勤労所得 対 比 (%)	夫婦の年金 (夫のみ被保険者) (ポンド)	勤労所得 対 比 (%)
20	12.50	62	18.50	92
30	15.00	50	21.00	70
40	17.50	44	23.50	59
50	20.00	40	26.00	52
60	22.50	38	28.50	48
70	25.00	36	31.00	44

表B 夫婦(両方が勤労所得者)の完全年金

夫(又は妻) の週勤労 所 得 (ポンド)	妻(又は夫) の週勤労 所 得 (ポンド)	夫(又は妻) の 年 金 (ポンド)	妻(又は夫) の 年 金 (ポンド)	年金の合 計 額 (ポンド)	夫婦の勤労所得 額と年金合計額 の 対 比 (%)
20	15	12.50	11.25	23.75	68
30	15	15.00	11.25	26.25	58
40	20	17.50	12.50	30.00	50
50	20	20.00	12.50	32.50	46
60	30	22.50	15.00	37.50	42
70	30	25.00	15.00	40.00	40

動的に年金総額に組み込まれることになるので弾力性の利点をもつことにもなる。

表Aは、新制度によるその成熟時の各勤労所得水準ごとの年金規模を示すものである。各表およびこの白書を通じての諸事例は1974年現在で示されているものであるが、定額年金が年々引上げられれば新制度が10ポンドよりも高い基本レベルから発足すること及び金銭的にはその給付はそれに関連してもっと高くなることを意味する。

新制度の特色は次の諸点である。

- (1) 国の制度も適用除外される制度のいづれにおいても、稼働期間中 (working life)に積立てた年金権は一般所得水準との関係を保持するよう保証し、既裁定年金はインフレーションから完全に守られること。
- (2) 女子は、同一の勤労所得レコードを有する男子と同一の年金を保証されること。
- (3) 40年以上もの被用者期間を条件とせず、20年の新拠出を納付すれば最初の完全年金を支給すること。
- (4) 寡婦に対する死亡および長期傷病ならびに障害年金を退職と同じ条件でカバーすること。
- (5) 適用除外制度が見えねばならぬ審査は、その加入者本人ならびにその妻にたいし適切な措置を確保せしめるようにすること。

新制度の要点は、積上げとそれにもとづいて支給される年金権がインフレーションに完全に対抗する点である。現行のグラジュエイティッド制度の大きな欠陥はそうした防備をもたないことである。前政府のリザーブ年金案もインフレ防衛を保証しない。新制度による所得比例年金権の価値は、勤労所得一般の伸びに応じて過去の勤労所得を再評価することによって、働き期間中の所得を維持する。すなわち、平均勤労所得者の勤労所得額はどの年次についても再評価されるので、それは本人が退職する年の平均勤労所得を意味する。一たん、年金が裁定されれば、基本レベル部分は現在時点の勤労所得水準との関連を維持するように引上げられ、残りの部分は物価上昇から完全に守られることになる。

表C 被用者および使用者の拠出（1974年現在価格）

週勤労所得 (ポンド)	1975年4月		新 制 度 非 適 用 除 外		新 制 度 適 用 除 外	
	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)
15	0.82	1.27	0.97	1.50	0.85	1.30
30	1.65	2.55	1.95	3.00	1.45	2.20
45	2.47	3.82	2.92	4.50	2.05	3.10
70	3.79	5.86	4.55	7.00	3.05	4.60

- （注）1. 自営者は、週2.41ポンドの定額拠出（1974年価格）所得が週30ポンドをこえる場合、こえる部分（70ポンドまで）につき8%の比例拠出ができる。  
 2. 被用者、自営者および非被用者とも、10ポンド未満の勤労所得者は強制拠出免除、但し、本人の希望により週1.90ポンドの任意拠出ができる。

The Times, Sept 12, 1974

（田中 寿 国立国会図書館）

## 私的年金改正法の成立

（アメリカ）

さる8月22日、連邦議会は、私的年金プランに連邦の最低基準を設置する法案（HR 2）の最終審議を終了し、大統領のサインを貰う手続を行なったが、これに対してフォード大統領は9月2日の「労働の日」に法案にサインをするつもりであると8月23日に発表している。

企業の破産、合併および無法な雇主のために、被用者が年金受給権を失うことを妨ぐためのHR 2は、第93回連邦議会に付託された主要法案の1つであり、被